

寡婦（寡夫）控除

一般寡婦控除

次の（1）または（2）に該当する人

- （1）夫と死別または離別した後再婚していない人や、夫と生死が不明な人で、扶養親族または生計を一にする総所得金額（注 1）の合計額が 38 万円以下の子（他の納税義務者の控除対象配偶者または扶養親族とされている者を除く。）を有している方
- （2）夫と死別した後再婚していない人、または夫の生死が不明な方で、合計所得金額（注 2）が 500 万円以下の方

【控除額】

26 万円

特別寡婦控除

寡婦のうち、扶養親族である子を有している場合で、合計所得金額（注 2）が 500 万円以下の方

【控除額】

30 万円

寡夫控除

妻と死別または離別した後再婚していない人で、生計を一にする総所得金額（注 1）の合計額が 38 万円以下の子（他の納税義務者の控除対象配偶者または扶養親族とされている者を除く。）を有し合計所得金額（注 2）が 500 万円以下の方

【控除額】

26 万円